

## 銚子市ワーケーション推進事業公募型プロポーザル方式業者選定応募要領

### 1 趣旨

この要領は、銚子市ワーケーション推進事業の委託契約候補者を選定するための、公募型プロポーザルの応募に必要な手続き等を定めるものとする。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

銚子市ワーケーション推進事業

#### (2) 業務内容

別紙「委託業務内容」のとおり

#### (3) 契約限度額

4, 500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日までとする。

### 3 選定方法

提出された書類及びプレゼンテーションに対し、銚子市が銚子市ワーケーション推進協議会（以下「推進協議会」という。）に審査及び評価を依頼し、その結果報告に基づき、評価が最も高い者を委託契約候補者として選定する。

### 4 評価方法及び評価基準等

#### (1) 提案内容の評価方法

推進協議会においてあらかじめ定めた評価基準に基づき審査及び評価を行い、銚子市が委託契約候補者を選定した後、結果については申込者に別途文書で通知する。

なお、他者の提案内容及び評価については、一切公開しない。

(2) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価事項	評価基準点
1 本業務の趣旨、目的の理解度について	<p>○本業務の目的及び内容を理解した提案内容となっているか。</p> <p>○本市の現状、地域特性等を基にした提案となっているか。</p>	10 / 100
2 企画提案の妥当性、実現性、継続性について	<p>○ターゲットの設定方法や、新たな誘客のためのPR・集客方法が十分検討されているか。</p> <p>○事業成果を得るための、特筆すべき提案であるか。</p> <p>○事業遂行に十分な運営体制となっているか。</p>	40 / 100
3 地域への貢献度について	<p>○市内事業者との連携及び地域産業の振興が期待できる提案であるか。</p> <p>○地域への幅広い経済効果が期待できる提案であるか。</p> <p>○本事業終了後においても、銚子市におけるワーケーションや長期滞在者の受入に資することが期待できる提案であるか。</p>	30 / 100
4 類似事業の実績について	○過去に実施したワーケーション関連事業の実績について。	10 / 100
5 概算見積書の金額について	<p>○契約限度額の90%未満 10点</p> <p>○契約限度額の90%以上 8点</p> <p>○契約限度額と同額 5点</p> <p>○上記以外 失格</p>	10 / 100
合 計		100点

### (3) 実施スケジュール

項 目	日 程
1 応募要領の公表・配布	令和3年4月22日（木）～ 令和3年5月12日（水）
2 質問書の受付期限	令和3年4月30日（金）
3 質問書の回答期限	令和3年5月7日（金）
4 申し込み期限	令和3年5月12日（水）
5 プレゼンテーションの実施	令和3年5月19日（水） 予定
6 プロポーザル選定結果通知	令和3年5月20日（木） 予定

## 5 参加申込みについて

### (1) 申込要件

次の各号に掲げる要件の全てを満たすこと。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申し立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく再生手続開始申し立てがなされていないこと。
- ② 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できる者であること。
- ③ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- ④ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定するもの）あるいは宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6カ月以内に手形及び小切手に不渡りがないこと。

### (2) 留意事項

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、申込者の負担とする。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

- ③ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とする。
- ④ 委託契約候補者は、契約後銚子市と協議のうえ、提案内容と実施方法を明記した業務計画書を提出するものとする。
- ⑤ 委託契約候補者の企画提案書等の内容は、必要に応じて契約書の特記仕様書に明記するものとする。
- ⑥ 本業務の実施に当たり、総括責任者を1名配置することとする。また、業務の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子市と協議することとする。
- ⑦ 提出された書類については、今回の選定以外の目的には使用しないものとする。  
なお、銚子市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開される場合がある。
- ⑧ プレゼンテーションの実施に当たっては、出席者は2人までとする。

### (3) 提出書類

- ① 銚子市ワーケーション推進事業公募型プロポーザル方式業者選定参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 企画提案書（様式第2号） 7部  
※任意の様式による提出も可とします。
- ③ 経費の概算見積書（任意様式） 1部
- ④ 業務実績表（様式第3号） 7部  
※過去3年間に実施した、ワーケーション関連事業について記載すること。
- ⑤ 登記事項証明書（法人の場合） 1部
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書 1部
- ⑦ 代表者の身分証明書（法人以外の場合） 1部
- ⑧ 会社概要または会社概要が分かるパンフレット等（法人の場合） 7部
- ⑨ 業務の実施体制表（様式第4号） 7部

### (4) 提出方法

申込書類は、持参または郵送で提出するものとする。

### (5) 申込期限

令和3年5月12日（水）必着

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日・祝日は除く。）

(6) 問合せ及び提出書類の送付先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市 観光商工課 商工労政班

電話 0479-24-8932

FAX 0479-25-0277

E-mail shorou@city.choshi.lg.jp

6 質問の受付

(1) 受付期限

令和3年4月30日（金）必着

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日・祝日は除く。）

(2) 提出方法

様式第5号に記入のうえ、前記5-(6)の送付先に提出するものとする。（メール、郵便、FAX 可）

(3) 質問に対する回答

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対して回答することとし、共通的事項を含む場合は、市ホームページにおいて公表するものとする。

7 説明会の実施

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8 企画提案のプレゼンテーション

(1) 参加申込者は、指定する日時に、推進協議会に対して企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行うものとする。（日時及び会場については別途通知する。）

(2) 実施方法について

① 持ち時間は40分（説明25分、質疑15分）程度とし、指定した時刻から順次個別に行う。

② プレゼンテーションに出席しない参加申込者の提案は無効とする。

## 9 その他

- (1) 申込者が本プロポーザルの申込みを辞退する場合は、申込辞退届（任意様式）を提出するものとする。
  
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加資格条件を全て満たしていない場合
  - ② 提出期限を過ぎて提出すべき書類が提出された場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合